

金融庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 金融庁行政文書管理規則（平成13年1月6日金融庁訓令第2号）は、廃止する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 金融庁行政文書管理規則（平成13年1月<u>16日</u>金融庁訓令第2号）は、廃止する。</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。